

静岡県告示第176号

不当な取引行為の指定（平成11年静岡県告示第355号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>1 消費者に対し、商品若しくは役務（以下「商品等」という。）に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）<u>第16条第1項第1号</u>に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）の申込みに際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(19)～(29) (略)</p>	<p>1 消費者に対し、商品若しくは役務（以下「商品等」という。）に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）<u>第16条第1項</u>に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）の申込みに際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(19)～(29) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。